

相談方法Q & A

Q 相談に回答をするのは誰ですか？

A マイグラント研究会－外国人法律相談室の弁護士が責任をもって回答させていただきます。

Q 日本語以外での相談も可能ですか？

A 中国語（北京語）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、英語での相談が可能です。

日本語以外での相談を希望される方は、①電話で、お名前、電話番号、希望の言語をおっしゃってください。②数日中に通訳人が相談者の方に電話しますので、相談内容をお話してください。③その後1週間程度で弁護士が相談内容を検討し、通訳人が電話で相談者の方に弁護士の回答をお伝えします。

Q 相談費用はいくらですか？

A 初回の電話による相談は無料です。

面談による相談は相談料や通訳料をいただく場合があります。

Q 相談内容の秘密は？

A もちろん、相談内容の秘密は厳守します。日本の弁護士は法律上守秘義務を負っているため、相談内容が外部に漏れることはありません。

Q 弁護士に依頼することはできますか？

A 法的手続きをとる必要がある場合には、弁護士に依頼することもできます。

また、地理的な事情等から当研究会の弁護士に依頼することが難しい場合には、可能な限り、各地の弁護士や労働組合を紹介させていただきます。

電話

大阪 06-4708-3631

名古屋 052-414-5971

受付時間

月～金曜日（祝日を除く）の10～17時

マイグラント研究会とは

マイグラント研究会は、外国人労働者問題にとりくむ弁護士、労働組合関係者、研究者、通訳人などをつくる団体です。外国人労働者を法的にサポートしたり、外国人労働者をめぐるさまざまな問題を研究したりしています。

また、当研究会の外国人法律相談室では、外国人事件の経験豊富な弁護士が、外国人の方の法律相談をお聞きしてアドバイスするとともに、事案によっては裁判等を担当したり、適切な団体・機関を紹介したりしています。



マイグラント研究会事務局
弁護士 四方久寛（大阪弁護士会所属）

〒541-0046

大阪市中央区平野町2-6-13

平野町ラガービル6階

四方法律事務所内

電話 06-4708-3631

メール office@migrant-worker.org

Migrant Worker
Research Group

マイグラント
研究会

自分だけでは

解決できない

問題がある!

外国人
法律相談

<http://migrant-worker.org>

マイグランド研究会－外国人法律相談室では
こんな相談を受け付けています

会社が残業代を払ってくれない

【相談】毎日11時間、週6日勤務しているが、会社が残業代を払ってくれない。
(調理師のAさん)

【解決】1日8時間、週40時間を超えて勤務した時間について、通常の時給の1.25倍の割増賃金を支払ってもらうことができます。

不払いの残業代を請求するには、労働時間を証明する必要がありますが、タイムカードのほか、始業・始業時刻を正確につけていた自筆のメモなども証拠になりえます。賃金は、毎月の支払日から2年で消滅時効にかかってしまいますから早めに請求しましょう。

仕事の中のけが

【相談】仕事中にプレス機ではさまれ、指3本を切断したが、会社は、治療費を支払う以外に何もしてくれない。(技能実習生のBさん)

【解決】労災申請すれば、仕事を休んでいた期間の給料の8割、治療費のほか、後遺症が残った場合にそれを補償するための年金または一時金を受給することができます。また、会社に対して損害賠償を請求することもできます。弁護士に依頼することをお勧めします。

働きすぎによる死亡

【相談】毎日遅くまで残業し、土曜日や日曜日にも出勤していた父が、突然心不全で亡くなった。(製造業勤務Cさんの遺族)

【解決】労働者が、平均して月に80時間以上の時間外・休日労働をしていて、心臓や脳の病気で亡くなった場合、それは過労死の可能性があります。過労死であれば、労災保険から遺族年金などを受給できますし、会社に対して損害賠償を請求することもできます。

過労死の労災認定には細かい基準がありますし、労働時間を証明するために証拠を集める必要がありますから、弁護士に依頼することをお勧めします。

会社をクビになった

【相談】人文知識・国際業務の在留資格で働いているが、在留期限の2か月前に、突然、解雇を言い渡された。(商社で働くDさん)

【解決】そのままでは、収入を得ることもできず、在留資格の更新を受けることもできないため、弁護士に依頼して、地位保全仮処分申立てや労働審判のようになるべく短い期間で結論が出る裁判を起こした方がよいでしょう。そのうえで、次の仕事が見つかりそうなら、会社から解決金を支払ってもらう代わりに、会社を退職する形で和解をするのも一つの方法です。

交通事故

【相談】息子が自動車にはねられて亡くなった。(留学生Eさんの遺族)

【解決】日本に一時的に滞在する外国人の場合には、損害賠償額の算定方法が日本人と異なる場合がありますし、死亡事故の場合には、損害賠償請求権を誰が相続するかをどの国の法律に基づいて決めるかという問題もあります。外国人事件に詳しい弁護士に交渉や裁判を依頼したほうがよいでしょう。

日本人の夫と離婚したい

【相談】日本人の夫との離婚を考えている。夫との間に1歳の子がいるが、離婚後もその子と日本で生活したい。(日本人の配偶者の在留資格をもつFさん)

【解決】離婚後も日本に在留するには、日本で独立して生計を営む能力と、日本人の夫との間に生まれた子を養育していることが必要であり、仕事に就き、子どもの親権をとることが必須です。

外国人の方が離婚するには、在留資格や適用される法律の問題が絡むため、外国人事件に詳しい弁護士に相談しながら慎重に準備をしましょう。

ここに紹介した労働事件(賃金不払い、労災、不当解雇、技能実習をめぐるトラブルなど)、交通事故、家事事件(離婚、親権など)のほか、金銭をめぐるトラブル、契約や取引をめぐるトラブルなど、外国人の方の雑多な法律問題について相談を受け付けております。